

総合調整会議（2015. 1. 21）

- 日時：平成27年1月21日（水） 午前8時50分～午前11時15分
○場所：栗東市役所3階談話室
○出席者：市長、副市長、教育長、部長等

<会議内容>

1. 市長の指示事項

市長からの指示

- ・1月19日に開催された草津・栗東広域行政協議会で草津川跡地整備について草津市と連携して進めていくことになった。様々な課題等があると思うが一つずつ整理をして、関係部署で連携しながら取り組みを進めること。
- ・1月27日に開催される市議会会派新政会の要望に対する回答の懇談について、適切に回答できるように万全の準備を行うこと。
- ・地方創生を始め、国の予算について積極的に活用するよう検討を行うこと。

2. 審議事項

【案件名】第五次栗東市総合計画後期基本計画の成果指標（アウトカム）の設定について

→ 元気創造政策課長から説明

- ・前回の総合調整会議で保留となった第五次栗東市総合計画後期基本計画の成果指標について改めて説明するものである。
- ・前回保留になった部分は、特に現状値が低い施策は目標値が非常に高いという意見、年代別のアンケート結果を目標値に反映する必要があるのではないかというワーキンググループでの意見、総合計画審議会会長から現実合った目標設定を行う方が良いという意見を踏まえて成果指標の再検討を行ったものである。
- ・目標値の設定方針として、前期基本計画の評価区分と同様、現状値を4段階に区分し、段階ごとに加算率を乗じ、小数点第一位を四捨五入することにより算出したものである。
- ・目標値は、加算率を乗じることで逆転現象が生じることがあるので目標最低値を設けることで下の段階の目標値を下回らないようにしている。
- ・市民アンケート調査結果により、基本目標ごとに優先順位が高いと回答された1位から3位の3項目については、それぞれ1位は3点、2位は2点、3位は1点のポイントを付与し、合計値が高かった施策を基本目標ごとに3つずつ選び、既に設定した目標値にさらに5%を割り増して目標値とするものである。

- ・ 117ページ以降が成果指標の一覧で、施策名に星印が付いているものは優先度が高いとされた施策であり、括弧内の数字が通常の数値で、その下にあるのが最終目標値である。
- ・ 当初案と比較すると目標値が上がった施策もあれば下がった施策もあるが、総合計画策定ワーキンググループで指摘のあった現状値が低い施策の目標値が高いという点については一定の解消が図れたと考えている。
- ・ 年代別等の属性によるクロス集計の値を成果指標に反映しないということについては、今回のアンケート調査については、各施策に対するまちづくりの推進状況の市民の認識、優先すべき施策の確認を質問内容や項目数を簡略化し、なるべく負担にならないように実施したもので、全体の傾向を成果指標の参考にするために実施したものであり、年齢、学区、性別に偏りがないように2,000人を抽出して行ったためである。
- ・ 標本調査については信頼水準である95%を得るために必要なサンプル数を定めて実施するという統計学上の基準が主流となり、母集団が少ないほどサンプル数の割合が高くなる。
- ・ 栗東市の18歳以上の人口が52,600人で必要サンプル数を算出すると、0.6%から0.7%必要で、数で言うと316から368件のサンプル数が必要となるが、今回アンケート全体では730件の回答があり、全体のアンケートの結果として有効性は確保できたと認識している。
- ・ 年代別、学区別での成果指標を設定するとなると、年代ごとのサンプル数が必要となってくるが、10歳代、20歳代ではサンプル数が足りないため、成果指標にかかる元データとしては回答全体から算出した数値とし、年代、学区、性別ごとの回答結果についてはそれぞれの施策を推進していくうえでの貴重な参考数値としていかしていく。
- ・ アンケートの全体データの結果については後期基本計画の参考資料として添付する。また属性ごとのクロス集計について今後、分析作業を進め、市のホームページで公表を進めていく。

[建設部理事]

- ・ 後期基本計画では、数値の出し方について説明している文章はあるのか。

[元気創造政策課]

- ・ 今回説明した資料が計画に記載されることになる。

区分：決定

【案件名】市街化調整区域における地区計画案の申し出について（北中小路地区）

→ 都市計画課長から説明

区分：決定

【案件名】「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」(案) について

→ 市民部長から説明

- ・当計画について、平成26年12月の総合調整会議、議会等で中間の報告をしたところである。その後、市民参画等推進委員会、各課への意見照会を行い、提出された意見のとりまとめを行った。今回は、中間報告からの主な変更点について説明する。
- ・2ページの【現状・課題】において、「協働の領域」についてしっかりと記述を行う必要があるという意見があったので追記を行った。
- ・5ページの【指標】については第五次総合計画後期基本計画のアンケート調査結果に基づき、平成26年度の現状値として39%、平成31年度の目標値として47%の設定を行った。
- ・第3章は第2章における内容の具体的な取り組みを示しているもので、特に13ページの表で主管課と関係課を整理している。他には、字句修正や語尾修正を行っている。
- ・今後のスケジュールは、議会での報告、2月からはパブリックコメントを実施する予定である。

[環境経済部長]

- ・5ページの指標2は「市民意識の割合を向上する。」とあるが、もう少しわかりやすい表現にした方が良いのではないかと。本文では、ですます調になっているのはなにか意図はあるのか。
- ・7ページ以降には評価検証と今後の課題があるが、市民目線で見るときに表現を見直した方が良いところがある。

[都市計画課長]

- ・5ページの各主体の取り組みについて、これは行動計画であるので、もう少し具体的な取り組みを記述する必要があるのではないかと。

[自治振興課長]

- ・具体的な取り組みについては、第3章で記載を行っている。

[市長]

- ・これまでの各課から提出された意見に対する対応はどうしたのか。

[自治振興課長]

- ・反映できるところは反映をしている。また行政改革プロジェクト会議におけるプロジェクト員の意見もできるだけ反映はしている。

[元気創造政策課長]

- ・行政改革プロジェクト会議について、第七次行政改革大綱を策定するにあたり職員プロジェクト会議を設置し、行政改革大綱の重点事項として市民参画と協働のまちづくりの推進を重点項目として掲げている。行政改革大綱では、条例が市と市民と事業者がそれぞれの役割のなかで行政が果たす役割について各項目を定めている。

- ・行動計画の位置づけとしては、条例そのものの具現化を図るということで、市と市民と事業者のそれぞれの役割があるので、明確化して行動できるようにするという事で行政改革大綱とも整合性を図ってきた。実際には行動計画を策定するなかの、行政の行動について意見を参考にしてもらおうということで自治振興課にも参加していただいていたところである。基本的には行政の行動については具体的に示されているが、事業者や市民の方が具体的な行動ができるかは疑問を感じるところで、5年間で求めることは何なのかということをも明確化して、計画を具現化する必要があると考える。

[自治振興課長]

- ・事業者や市民の方については、基盤整備を行うことを中心として整理を行っている。

[副市長]

- ・各課に意見照会をしたうえで計画案をまとめたのか、関係課と事前調整ができていないのかどうかの経過と、後期基本計画と行政改革大綱との整合について、策定作業に参画しているなかで整合が図られているのかという説明が必要である。

[自治振興課長]

- ・各課には2回の意見照会を行い、意見を踏まえたうえで再度、取り組む内容等について示しているが、各課との直接のやりとりは行っていない。行政改革大綱等との整合性についても、当課が策定に参画するなかでできるだけ整合を図っているが、行政改革大綱の文言がそのままのものもあれば、少し進んだ表現をしているところもある。主には第3章の取り組み内容について表現を変えて整理を行った。

[副市長]

- ・事業者や市民の取り組みについて、今後、どのように周知や啓発をしていくのかというところが弱いという意見が会議でもあったと思うが、その部分について説明が必要である。

[市長]

- ・基本的には当案で進めてもらっても良いと考えるが、事前調整と理解が得られているのかというところを明確にするべきである。

[市民部長]

- ・行政改革大綱の策定において、プロジェクトチームに参画しながらすり合わせができていると考えている。各課からの意見に対する対応は手薄になっていたかとは思いますが、市民と事業者の部分でいうと、市民参画等推進委員会を開催し、中間報告でたたき台も示しながら、委員からの意見も踏まえて取りまとめをしており、市民や事業者の方の意見も一定反映できていると考えている。

[副市長]

- ・事前調整ができていない関係課との調整をし、修正を行うこと。また、内容の追加ができるかどうか担当課と協議し、内部検討を明日までに行い、各部長に持ちまわりで決裁を得るという

手続きを進めること。

[政策推進部長]

- ・今週中に関係課と意見調整をしたうえで、その結果を踏まえた修正案を総合調整会議の構成員に合議を得るということで進めてもらうことでよろしいか。

[市長]

- ・適切に整理を行うこと。

[元気創造政策課長]

- ・行政改革大綱と当行動計画はどちらも本市が策定しているということだが、行動計画の内容が行政の動く部分についてしか記載されていない。市民参画と協働について、二つの計画となりダブルスタンダードとなる可能性がある。それぞれの位置付けを明確化する必要があるので自治振興課と協議をする。

区分：決定

【案件名】第2次栗東市子ども読書活動推進計画（案）について

→ 生涯学習課長から説明

- ・平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律が公布され、国、県で計画策定が行われており、本市では平成20年に第1次の読書活動推進計画に策定している。
- ・計画の趣旨については、読書が出来る環境づくりを目的とした計画となっており、今回の第2次計画の策定は、関係課で組織する読書活動推進計画策定委員会での協議を踏まえ、策定を行ってきた。
- ・第1次計画の検証を行うとともに、国や県の読書計画を参考にしながら策定を進めており、構成として乳幼児期から発達段階に応じた項目となっている。
- ・目標について、第1次計画では小中学校での本を読まなかった割合は2項目であったが、第2次計画では7項目に増やし、それぞれ項目の数値については毎年検証できるものになっている。
- ・計画の内容として、「第一章 はじめに」ではまず、従来からの子ども読書活動の意義、現状を記載しており、これまで経緯として、国・県の動きやの市の取り組みを記載している。
- ・成果と課題では、関係部署において子どもが読書に親しめる活動を行っているが、特に1か月に1冊も本を読まなかった中学生の割合については、国や県と比較して高い割合になっているので数値を減らしていく必要がある。
- ・第2章の「基本的な考え方」については、計画の目的、位置付けと新たに基本方針を定め、発達段階に応じた取り組みを進めていくという内容で、3つの基本方針を定めており、また、計画期間としては概ね5年としている。
- ・第3章では、それぞれの発達段階に応じた取り組みについて、第1次計画での成果と課題、第

2次計画での取り組みを記載している。

- ・地域における推進についても、子育て支援センターや児童館等の各施設での、取り組みの成果と課題、第2次計画での取り組みを記載している。
- ・その他の地域における具体的な取り組みについては、国等からの情報の全体的な周知、啓発やボランティア団体への支援の取り組み内容を記載している。
- ・市立図書館では、読書の推進を中心に進めており、小林児童文庫の開設や研修等により職員の資質向上を行ってきたが、第2次計画ではさらに発展させるために、特に学校との連携により読書に親しみやすい環境づくりのきっかけとなる取り組みを行う。
- ・推進体制と進捗管理では、子ども読書活動推進ネットワーク会議を毎年開催し、進捗管理を行っていき、予算上の措置は財政状況に鑑みながら適切な範囲内で具現化に必要な財政措置を講じていく。
- ・第4章の指標の設定について、第1次計画では小中学校の不読率の二つであったが、第2次計画では、家庭での読み聞かせの時間、平均読書冊数、児童書の年間貸出冊数、図書館貸出カードの登録率の増加の指標を加えている。
- ・今後のスケジュールについては、議会での報告後、パブリックコメントを実施し、成案化していく。

[市長]

- ・学校図書の充実について、取り組みは進めているのか。

[生涯学習課長]

- ・1次計画における現状の蔵書数の達成率としては、小学校が約55%、中学校が約68%であり、充実することが必要である。予算的な制約はあるが、ハード面と学校図書館の利用価値の向上の両方により充実を図っていきたいと考えている。

[市長]

- ・図書館の運営協議会から計画（案）に対して意見をもらっているのか。

[生涯学習課長]

- ・運営協議会からはもらっていないが、策定にあたっては図書館職員も参加してもらっている。

[副市長]

- ・1次計画の検証を行って目標設定をしていると思うが、不読率が目標まで下がるのか、1次計画の検証がそこまで出来ているのかという印象を受けた。目標達成には具体的な学校内でどういう位置づけをしていくのかというところが必要である。

[生涯学習課長]

- ・平成26年度の不読率の割合として小学生が約2%、中学生が約32%になる。全校一斉に朝の読書指導の取り組みが一因と考えられる。

[副市長]

・パブリックコメント募集期間が15日間であり、同じ時期に実施する他の計画も、期間が一月間であったり3週間であったり、期間が統一されていない。期間設定について、適切に説明できるようにしておくこと。

区分：決定

3. 報告事項

【案件名】第七次栗東市行政改革大綱（素案）の策定について

→ 元気創造政策課長から説明

- ・1月14日の行財政改革本部会議に提出した素案から一部修正、要検討の項目を修正し、本部長から市長に修正内容の報告をし、了承を得たところである。総合調整会議においてその修正内容について報告をするものである。
- ・5ページで行政改革大綱の体系図により全体の体系、特徴的な内容を整理している。
- ・全体の流れとして、重点事項、詳細項目、改革項目とブレークダウンする形で策定を行い、3つの基本姿勢に基づき、行政改革大綱を推進し、大綱の目標である『個性をいかしたまちづくりを創造する「新しい公共」の構築』の達成を目指していく。また、新たな行政ニーズや社会経済情勢の変化等に対応する第五次総合計画後期基本計画に掲げる政策・施策の実現に結び付けていく。
- ・第七次行政改革大綱では、従来までの制限や統合、削減を主とした抑制型改革に、新しい公共を目指す創造、地域資源の有効活用による創造、企業や大学等との連携交流等による新たな価値観の創造などのプラス創造型改革を組み合わせて策定を行ってきた。全体として、2つの型の改革により推進を図り、特にプラス創造型改革の象徴的な改革項目については重点項目のそれぞれの詳細項目に①協働によるまちづくりを支える仕組みづくり②栗東愛を育む創造的な行政運営③コスト意識を醸成する市民との協働④行政への信頼感を育む市民との協働の4点を位置づけ体系の整理を行っている。
- ・12ページの【地域との協働の推進】の最下段の推進計画は当初、「コミセンの管理運営方法等の仕組みの再構築」と踏み込んだ内容での記載になっていたが、表記の検討、調整の指示があり、「自治連合会、地域振興協議会、コミセンの連携充実のための仕組みの検討・実施」に修正を行った。
- ・18ページの【プラス創造型改革】ではカタカナ表記が多いとの指摘があったので、推進計画の当初、「市民のシビックプライドの醸成」となっていたものを「市民のわがまち意識（シビックプライド）の醸成」に、また「シティブランディングの推進」を「都市のブランド戦略の推進」に修正し、あわせて本文中の表記も同様に修正を行った。

- ・ 20ページの【歳入の確保】の推進計画の「利用料金徴収条例等の検討・実践」の前に「税外債権の徴収率向上を図るための」という文言を足し、あわせて本文中の修正、注釈の追加を行った。
- ・ 21ページの【歳出の削減の】の推進計画の当初、「ランニングコストを踏まえた公共工事の実施」となっていたものを「ライフサイクルコストを踏まえた公共工事の実施」に修正し、本文中の修正、注釈の修正を行った。
- ・ 29ページの取り組みの達成目標（アウトカム指標）は保留となっていたが、先の審議を受けて、目標①の現状値61.1%、目標値70%、目標②の現状値39%、目標値47%、目標③の現状値25.3%、目標値34%、目標④の現状値29.9%、目標値38%の追加を行う。
- ・ 参考資料として、策定の経過、行政改革懇談会設置要綱、行政改革懇談会委員名簿、行財政改革推進本部規程、行政改革プロジェクト会議設置要綱をそれぞれ載せている。

区分：了解

【案件名】第122回近畿市長会総会提出議案（国要望）について

→ 元気創造政策課長から説明

- ・ 今年の春に開催される第122回近畿市長会の要望について、各市から要望項目を一件提案していくために、平成28年度に向けての要望であることと、地域の偏在性が強くないことを前提に、基本的に平成27年度要望の内容を踏まえ、新規項目も検討し、各課に依頼させていただいたが、各課からの要望事項の提出はなかったところである。
- ・ 前回は「災害復旧事業に係る制度の拡充と見直し等について」、前々回は「介護保険事業の財源確保と必要な財政措置について」を要望しているが、今回は本市の提案はしないということではできないため、市長、副市長と協議を行い、「急傾斜地崩壊対策事業について」を提出するという指示があったことから、建設部に依頼しているところである。1月末までに提出する必要があるため、この項目で調整を行い、提出していく形で進めている。提案内容が決定後、各部へグループウェア等で報告する。

区分：了解

【案件名】地域住民生活等緊急支援のための交付金等について

→ 政策推進部長から説明

- ・ 「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」について、景気の現状が個人消費に弱さが見ら

れること、人口減、高齢化等への対応の遅れなど中長期的な課題を抱える地方において経済の好循環の実現が十分には進展していないと判断されていることから、経済の脆弱な部分に的を絞って、スピード感を持って対応するために、消費の喚起、地方の活性化、災害復旧に重点を置いて経済対策が行われる。

- ・国の補正予算については1月9日に閣議決定され、今後通常国会で審査される流れになっている。
- ・具体的な施策については、現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援、地方が直面する構造的課題などへの実効ある取組を通じた地方の活性化、災害復旧・復興加速化など災害・危機等への対応の3点があげられる。
- ・経済対策に伴う予算総額は約3.5兆円となっており、市の対応としては通常の3月補正予算で手続きをしたいと考えている。
- ・全体の経済対策のうち、特に地域消費喚起・生活支援と地方創生に伴う総合戦略の先行的実施の2点について、地方公共団体向けに交付金が新設され、交付金については地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の2種類に分けられている。特に、地域消費喚起・生活支援型については、地方公共団体等が地域の消費喚起や生活者支援のために実施計画に基づいて対策を講ずることに対して国が交付金で支援するもので、例としては、プレミアム付き商品券、旅行券、灯油購入助成、多子世帯への支援が想定されている。
- ・地方創生先行型は、地方公共団体による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等の実施に対し支援がされるものであり、地方版総合戦略の策定にかかる経費や事業としてU I J ターン助成の例があげられている。特に地方創生先行型の対象事業は今後策定を行う地方版総合戦略に盛り込む事業を前倒して実施することになる。
- ・地域消費喚起・生活支援型については国で2,500億円の予算措置がされており、配分については、都道府県が4割で市町村が6割である。域内消費を喚起するプレミアム付き商品券及び域外消費を喚起するふるさと名物商品券・旅行券は国の意向で一定事業規模を確保できるように即効性を重視している。また域内消費は市町村、域外消費は県というイメージを国は持っている。
- ・交付金については、人口、財政力指数、消費水準等を考慮して限度額が算出されており、既に本市にも4,300万円の内示が行われている。
- ・地方創生先行型については、国で1,700億円の予算措置がされており、基礎交付が1,400億円で、配分率は都道府県4割、市町村6割で、地方版総合戦略策定経費相当分として1都道府県あたり2,000万円、1市町村あたり1,000万円が確保されている。それ以外の部分では、人口、財政力指数、就業率、人口流出、少子化の状況に配慮して交付される。本市は地方版総合戦略策定経費相当分を含めて、2,600万円の内示がされている。
- ・上乗せ交付として300億円が措置されており、政策5原則等からみた事業等の内容、地方版

総合戦略の策定状況から、内容が優れた事業に交付されるもので、手あげ方式によって決定される。

- ・地域住民生活等緊急支援のための交付金の考え方について、基本的な考え方は目的にかなうものであれば自由に事業設計が可能である。ただし目的を効果的に達成する観点から職員の人件費は対象としないが事業を実施するための非常勤の職員の人件費は対象になると県より説明を受けている。また、対象事業は平成26年12月27日の経済対策の閣議決定後に、地方公共団体の予算に計上された事業に限定され、平成26年度当初予算に計上している事業には充当できないという新規性が求められている。
- ・ただ、新規性の解釈については、例えば平成25年度に実施済み事業であるが、平成26年度未実施の事業は対象になるとの回答を受けている。また、平成26年度実施中の事業に新たに箇所付け、実施回数等を追加する事業や補助率、助成率をあげる場合については、その追加分が3月補正において明確になっている場合は対象になるとのことである。
- ・地域消費喚起・生活支援型の考え方は、原則として主に個人に対する直接の給付事業を対象とするということで、個人が直接お金を使うものが中心となるが、事業者に対する助成であっても助成が商品・サービスの購入価格の低下に結びつけられ、利用者に低下額が明示される場合は対象となるので消費喚起の効果が高いと認められるならよいということになる。
- ・プレミアム付商品券及びふるさと名物商品券・旅行券等消費喚起効果が高いものが推奨されるが、低所得者向け商品・サービス購入券への助成は、プレミアム付商品券等の発行が困難な場合のみとなっており、例えば、小規模自治体だと商店数が少ないことや、全くない場合は商品券を作る意味がないということなどが考えられる。
- ・生活支援も特定の商品・サービスに対する支出に関する負担軽減につながるもので、低所得者等への生活支援が原則という条件となる。
- ・事業の実施にあたっては、交付金による利用者の負担軽減の効果等について十分周知をする。事業実施後は、国により消費喚起効果等について調査を行われる。
- ・地方創生先行型の考え方は、実施計画に盛り込む事業は地方版総合戦略に盛り込まれることを想定するものとする。
- ・総合戦略の起草作業は、外部の意見を聞きつつ、地方公共団体が自ら策定することを前提に、調査等の作業委託については交付金の対象となる。
- ・地方単独事業を対象とし、国の補助制度の対象となった事業については対象にならない。
- ・建設地方債対象事業は対象事業とならないが、ソフト事業とあわせて実施することで重要業績評価指標（KPI）の向上が十分に見込まれる施設整備事業は対象となる。
- ・事業概要、重要業績評価指標（KPI）、PDCAに変更がなく、他の取扱いに反しない場合は、交付金対象事業の細部を平成27年度に変更することは可能である。
- ・地方創生先行型については、現時点において、市の総合戦略・人口ビジョンの方向が定まって

いない状況だが、国の4つの基本目標を基準として、事業の選択をお願いしたい。

- ・国の基本目標に沿って、市の総合戦略を策定する流れになるので交付金の対象とした事業については必然的に総合戦略に組み込んでいくことになる。
- ・両交付金は平成26年度3月補正に計上して、全部繰り越すという形になり、災害等の特別な事情がない限りは新年度予算での計上、基金への積み立ては認められない。
- ・事務手続きの日程が厳しいなかで、様式等の詳細が示されていないので随時、グループウェアにより情報提供を行う。
- ・新年度予算の内示が進んでいるが、補正予算に置き換えることで財源確保になることもあるので、幅広く検討いただきたい。
- ・具体的なスケジュールとして、国への実施計画書の提出が3月の第1週が期限となっていることから逆算して、2月5日を内部の締め切りとする。あらかじめ県に対象になるかどうかを確認したうえで示された様式に基づき提出いただきたい。
- ・当課としては、提出のあった事業について再度県に確認し、2月12日以降に予定されている3月補正予算の部長査定の際に交付金の予算にかかるヒアリングを行い、2月16日、17日の三役査定において市としての交付金の事業を固めたい。

[市長]

- ・プラス創造型のなかでは、喫緊に取り組むべきもので、最小の経費で最大の効果が上がるものと考えている。人が足りないということではなく、最大限、組織全体として人員配置についても考慮していくので、積極的に取り組むこと。

区分：了解

【案件名】 栗東市防災拠点のあり方検討委員会の報告について

→ 市民部長、危機管理課長から説明

- ・平成25年9月の台風18号により市内では大きな被害を受けており、災害への対応についてもソフト面、ハード面について課題が明らかになったところである。
- ・平成26年度に有識者、関係機関職員、市職員により4回にわたり栗東市防災拠点のあり方検討委員会を開催し、望ましい防災拠点施設について協議を行った。
- ・平成26年12月25日に委員長より報告を受けたので、内容について報告を行うものである。
- ・3ページの課題解決のための方向性について、初動体制の強化、情報共有体制の強化、地域防災力の強化を基本方針として、施設のあり方を検討いただいた。
- ・基本方針に基づき、災害対策本部機能、地域防災拠点機能の二つの機能を防災拠点として整備することが望ましく、課題解決につながるとの意見をいただいた。

- ・求められる機能・条件に、施設的な災害対策本部機能としては災害対策本部会議室、オペレーションルーム、災害対応に長期間あたる職員のためのレストルームが重要という意見をいただいた。
- ・地域防災拠点機能として、住民が地域防災力を高めるための防災リーダーの育成等の研修を行うための機能として研修室の整備することが望ましいとの意見をいただいた。
- ・諸室・スペースの現状と必要規模について、施設・付属施設について一覧にまとめており、防災拠点として最大限整備することが望ましいとの意見をいただいた。
- ・施設の立地条件等として、平時から管理している資料等や災害時にすぐに職員が集まれるように市役所に隣接する場所が望ましいとの意見をいただいた。
- ・その他求められる条件として、安全性確保、代替性の確保、諸室レイアウトの配慮が必要であり、安全性としては庁舎の代替施設としての機能もあるため、構造的な強度が必要である。
- ・代替性の確保として、エネルギーの確保、水の供給等を含めたバックアップ機能の確保の必要であり、諸室レイアウトの配慮として、平時においては、会議室などへの転用など有効活用を図るためのレイアウトの配慮が必要である。
- ・施設整備基本構想として、予算的な課題はあるが、市民の安全・安心を支える公共サービスのため、防災拠点の災害対策本部機能の充実が必要である。
- ・自助・共助の観点から、地域防災拠点機能も備えた防災拠点施設を整備することが望ましい。
- ・建設地としては、災害対策本部機能を考慮すると、庁舎の近くが望ましいため、周辺地または隣接して設置が可能な建設地としてA案からG案の7つの候補地となった。
- ・経済性、機能性、安全性、実現性、迅速性、利便性の7つの評価指標によりそれぞれの候補地の評価をいただいた。
- ・災害対策本部機能について重要であり、災害対策本部室、オペレーションルームの中核的な諸室については隣接して配置し、構造・設備については、代替性の点から堅牢であること、ライフラインの機能を一時的に維持できるバックアップ機能を備えていること等を指標に検討いただいた。
- ・今後の取組みとして、施設の整備の完成までには何年もかかるので、完成までの間は災害対策本部機能、地域防災拠点機能を現状の施設のなかで最大限活用できるよう対応すること。
- ・参考資料として、7つの案について指標に基づき比較検討を行った表になっており、それぞれメリット、デメリットがあるので、今後、防災拠点の実現できるものとして参考、検討いただきたい。

[市長]

- ・市議会からも優先的に進めるべきという指摘をいただいている。早期に内容を絞って報告していきたいと考えており、内容の精査にあたっては改めて相談等を行うこと。

[都市計画課長]

- ・ 検討委員会から報告を受けたもので、公表する等というものではないのか。

[危機管理課長]

- ・ これから防災拠点整備を行うにあたっての参考にしていくものとして、検討委員会から市長に報告いただいたものである。

区分：了解

【案件名】後継プラン進捗について

→ 建設部理事から説明

- ・ 新規発注した工事について、雨水幹線整備工事が1事業と、道路整備工事を5事業発注している。現在、着手しているところであり、議会説明会においても報告を行う予定である。

区分：了解

4. 閉会

副市長からの挨拶

- ・ 国では補正予算、当初予算が審議されており、地方創生についても具体的になってきている。本市としても補正予算、当初予算の編成にあたり情報収集とこれらの対応に向けて準備を万全にすること。
- ・ 今年度も残すところ僅かとなった。年度末に向けて、目標が達成できているかなど、各事業の進捗状況を適切に把握すること。

以上